

五條市国民健康保険特定健康診査受診率向上対策業務仕様書

1 件名

五條市国民健康保険特定健康診査受診率向上対策業務

2 目的

市民が自分の身体をよく知り、病気を予防するための手段の一つとして実施する特定健康診査の受診率向上を図る。

3 契約履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務内容

- (1) データ分析業務
- (2) 効果的な受診勧奨方法の検討
- (3) 受診勧奨業務
- (4) 受診勧奨による効果検証、受診率向上に係る課題分析
- (5) 交付金等の申請に係る資料作成

5 取扱いデータ

本業務実施に当たって本市が提供するデータは、特定健診データ管理システム・国保データベースシステムから抽出するものとする。また、そのほかのデータ提供が必要な場合はその都度検討するが、データの準備に必要な経費に関しては委託料に含むものとし、詳細については打ち合わせによって決定する。

6 委託業務の履行条件

本市は受託者に対して委託業務履行にあたり、以下の条件を求める。

(1) データ分析業務

本市が提供する過去5年間分（令和2年度～令和6年度）の特定健康診査の受診歴・結果などのデータをもとに効果的・効率的な受診勧奨を実現するために、特許を持ち、技術レベルが担保された人工知能（AI）による分析を行うこと。また、本市の特定健診未受診者の行動特性や課題が明らかとなるよう、分析方法を工夫すること。

(2) 効果的な受診勧奨方法の検討

- (1) の分析結果を踏まえ、特定健診未受診者が個々の健康状態、生活状況等

に応じた適切な特定健診受診行動がとれるような受診勧奨方法を検討すること。
検討した勧奨方法は本市の承認を得ること。

(3) 受診勧奨業務

(2) で本市が承認した受診勧奨方法により、受診勧奨業務を行うこと。業務実施に当たり、下記のこと留意すること。

ア 特定健診の必要性、意義及び受診で得られる利点等が特定健診を受診していない人に伝わるようにすること。

イ 本市の特定健診申込方法を具体的に示し、申込や受診が簡便にできることを示すこと。

ウ 集団方式と個別方式、いずれの受診方法も選択できるように示すこと。

エ 勧奨対象者数は5,000人(見込)であり、勧奨時期に関しては本市と打ち合わせのうえスケジュールを作成し提示すること。ただし、一回目の勧奨に関しては可能な限り早期に送付できるよう計画すること。

【参考】

通知発送1回目：3,500通 8～9月頃予定

通知発送2回目(再勧奨)：1,500通 12月後半予定

(4) 受診勧奨による効果検証、受診率向上に係る課題分析

事業結果の分析を地区別や対象者種別等詳細に行い、報告書を作成すること。そのうえで翌年度に向けた課題の洗い出しと対策立案を行うこと。

多数の他市町村の勧奨結果などを基に比較検証し、課題検討や対策立案に盛り込むこと。

効果検証・課題分析は年度中間・末にそれぞれ実施するものとする。

(5) 交付金等の申請に係る資料作成

分析結果や得られたデータをもとにして、必要に応じて補助金・交付金等の申請に係るヒアリング用資料への加工作業支援を行うこと。

7 業務分析評価および報告書等作成

勧奨通知発送完了後、本委託業務の分析・評価を行い、報告書を作成すること。

(1) 受診勧奨の発送件数、勧奨通知の内容等を詳細に記載すること。

(2) 作成した報告書は、すべて書面(6部)および電子データで本市に提出すること。なお、報告書のデータは、Microsoft Word または Microsoft Excel を基本とし、本市が修正加除および印刷が可能な状態のデータで作成すること。

8 個人情報保護およびセキュリティ対策

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙1「個人情報等を

取り扱う業務又は情報処理業務の委託契約に関する個人情報等取扱及び情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守し適切な管理に努めなければならない。

9 業務委託に関する一般的事項

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに業務スケジュールを本市に提出すること。
- (2) 受託者は、業務実施までに本市と打ち合わせを実施し、詳細を決定する。状況に応じて適宜、打ち合わせを行い、円滑に事業が進行するように努める。打ち合わせはWEBでの実施も可能とする。
- (3) データの受け渡しに関しては直接LGWANを通じて提供するものとする。
- (4) 本市が本業務の進捗状況などを照会し、調査または報告を求めた場合は、受託者は速やかに対応すること。
- (5) その他、業務全般に関し仕様書に記載のない事項については、本市と協議し、十分に調整すること。

10 再委託等の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部のみ、本市が承認した場合はその限りではない。

11 その他

- (1) 支払いについては、勸奨等の件数を踏まえて算出し、事業完了後に精算するものとする。
- (2) 本事業にかかる実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。
- (3) 本市は、受託者が本仕様書の内容を履行しない場合または履行しない恐れが生じた場合、委託契約を解除することができるものとする。
- (4) 本業務を履行するにあたり、本仕様書の内容に疑義が生じた場合、又は本仕様書に記載されていない事項が生じた場合は、受託者と本市とで協議のうえ対処する。万一、受託者の一方的な解釈により本仕様書に反したときは、受託者がその責めを負い、本市の指示に従うこととする。